

令和6年10月分（12月支給分）から

児童手当の制度が変わります

児童手当の制度は、令和6年10月分（12月支給）以降、所得制限の撤廃や支給対象年齢が拡大されるなど、大きく変わります。

この制度の変更により、ご家庭によって申請が必要な場合と不要な場合がありますので、別紙のフローチャートをご確認いただき、申請が必要な方は必ず申請をお願いします。

申請期間：令和6年9月2日から令和6年9月30日まで

制度改正「5つのポイント」

①所得制限の撤廃

※主たる生計維持者の所得に関係なく、児童手当が支給されます。

②支給対象年齢の拡大

※支給対象となる子の年齢が18歳（高校生年代）までとなります。

③第3子以降の加算額の増額

④支払回数が年6回に増加

※年3回（4か月に一度）から、年6回（2か月に一度）の支給となります。

⑤大学生年代までカウント対象の拡大

※大学生年代の子を含め、3人目以降の子どもに「③第3子以降の加算」が適用されます。

※高校生年代とは

平成18年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた子

※大学生年代とは

平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた子

このように変わります

区分	変更前	変更後（令和6年10月分から）
所得制限	あり	なし
3歳未満	月15,000円	月15,000円
3歳～小学生	月10,000円※第3子以降月15,000円	月10,000円
中学生	月10,000円	月10,000円
高校生（※1）	なし（児童数のカウントのみ）	月10,000円
大学生（※2）	なし	なし（児童数のカウントのみ）

※制度改正後の初回の支払は、令和6年12月支払（10月分と11月分）です。

【市からのお願い】

申請が必要な人のうち、申請がなかったケースは、児童手当が支給されない可能性があります。対象のご家庭には、確実に受給されるよう、必要な手続きをお願いします。

申請またはお問い合わせ先

大船渡市保健福祉部こども家庭センター(DACCO)

平日：午前9時から午後5時15分まで（電話対応は、午前8時30分から）

〒022-0003 大船渡市盛町字町10-11 サン・リアショッピングセンター2階

TEL 0192-47-5200 FAX 0192-47-5204 E-mail ofu_kodomo@city.ofunato.iwate.jp

